

令和6年度 第1回三田市障害福祉審議会

開催の日時	令和6年10月7日(月)10時00分～11時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎 3階 302会議室A
出席した委員の氏名	津田会長、八十川副会長、崎山委員、市川委員、満原委員、高橋委員、平山委員、長田委員、谷野委員、林委員
出席した庶務職員の職及び氏名	健康福祉部：入江健康福祉部長、鶴健康福祉部次長、増田障害福祉課長、永井障害福祉課副課長、尾崎障害福祉課係長、久保障害福祉課係長、山根障害福祉課主任 学校教育部：市原教育支援課長
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について (2) 第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画の実施状況について
公開・非公開の区分	公開
連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 説明・協議事項
 - (1) 第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について
 - (2) 第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画の実施状況について
- 3 その他
- 4 閉会

審議経過

1 開会

配布資料の確認等

健康福祉部長挨拶

2 説明・協議事項

(津田会長)

皆さんおはようございます。今年度最初の審議会ということで、今期もどうぞよろしくお願いたします。

本日は、第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況と、第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画の実施状況についての審議となります。

両計画について改めて確認となりますが、令和6年3月までと令和6年4月からが両計画の切り替え時期となっています。障害者福祉基本計画については6か年計画で、第5次計画が令和5年度で終わり、今年度から第6次計画に入っています。今回審議していただく第5次計画の実施状況は令和5年度で終了したものについての振り返りとなります。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画については3か年計画で、令和5年度で第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画が終了していて、令和6年4月からは第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画が始まっているという状況です。

それでは早速ですが、第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1・2説明（第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について）

(津田会長)

説明ありがとうございました。それでは、説明のあった障害者福祉基本計画のまとめについてご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

(満原委員)

資料1「第5次三田市障害者福祉基本計画の実施状況」の1ページに、「アンケート結果からは市民周知が行き届いていない現状も見られました。」という記載があります。私は三田市精神障害者家族会にじの会としての活動で、市民周知のためにいろいろ工夫をしながら周知に努めていますが、「市の広報誌を見てイベントや講演会に参加しました。」という人はほとんど皆無でした。私の経験からその理由を考えると、広報誌はあまり見ていない人が多いということと、項目がたくさん羅列されていてどこに載っているのか分からない。ということがあと思います。個人的な意見としては、三田市の公式LINEや、きいてネットのLINEを活用した周知がいいのでは、と感じています。市の広報誌だけに頼った周知では、なかなか難しいかなと思っています。

あと、1ページ「生活支援の充実」の中に、「今後は、精神障害の措置入院患者への取り組みを病院と連携して進める必要がある。」という記載がありますがこれについてもう少し詳しくお聞きできますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。周知の方法については、これまでは人権さんだでの周知や、広報誌で定期的特集を組むなどして、合理的配慮などに関する周知啓発を図ってきたところです。また、研修や講座の案内については、満原委員のご指摘にもあるように、市民の方が対象のものについて、なかなか広報紙を見る機会が少ないとのご意見でした。確かにこれまでの研修などは事業所の職員を対象にしたものが多くありましたが、今後は、周知啓発の対象を市民の方にもさらに広げ、それとあわせて、委員のご意見のようにLINEや他の様々な媒体を活用して、啓発を進めていきたいと考えております。

(事務局)

もう一点ご質問いただきました、精神科病院の措置入院患者への取り組みについて説明いたします。

まずは、現状について説明しますと、精神科病院への入院患者に対しては、これまで精神科病院が主導で退院の調整を図ってきました。これに対して、市だけではなく、福祉サービス事業者等が病院に対してアウトリーチを行い、長期入院患者に対して地域での生活を進めていこうというのが、地域移行という言葉の意味合いです。国の方向性としては、精神科病院に入院されている方たちをできるだけ地域に移行させていこうというのが今の流れとなっており、これまで精神科病院が主導していた流れを、障害福祉サービス事業者が外から働きかけを行って、退院を促進していこうということを進めているところです。

具体的には、精神科病院に入院されている方で、任意入院ではない方、つまり医療保護入院と措置入院という形態の方たちに対して、入院した直後に、まずは市の職員もしくは精神科・精神障害者の支援を行っている地域事業者のどちらかが訪問して、退院に向けた具体的な話をします。退院して地域に移行した後の障害福祉サービスの紹介をしたり、入院した後に地域に戻れるような取り組みの紹介をして、地域に戻る具体的なイメージを持ってもらえるような働きかけを、病院に対して行っていくという形で進めています。

(満原委員)

分かりました、ありがとうございました。

(津田会長)

ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。

(満原委員)

2 ページの「福祉サービスの充実」のうち、実施状況と課題の1点目で、「訪問系・日中活動系の障害福祉サービスでは、本人の利用意向を尊重しながら、個人に適した支援内容を

検討・決定した。また、地域生活支援事業では、国や近隣他市の動向を把握し、支給条件の緩和や内容の拡充を行った。」と記載があります。

このうち、「地域生活支援事業で、近隣他市の動向を把握し、支給条件の緩和や内容の拡充を行った」ということは、近隣他市と比較して、ほぼ同等のレベルになったという評価になるのか、そうでないのか、そのあたりが分かるようであればお聞きしたいです。

(事務局)

地域生活支援事業のうち、例えば日常生活用具給付事業に関しては、令和4年度に世帯要件を撤廃しました。それまでは日常生活用具は主に在宅の方を支援する事業として、在宅者のうち単身者にしか支給できないものがあり、例えば、体温計や体重計などは家族の方がいると対象外になっていました。しかし、コロナ禍で体温を測る機会が多くなり、障害者団体の意見を聞きながら、世帯の要件を撤廃したという経緯があります。そういう意味では、障害のある人たちの声を聞きながら、少しずつではありますが、制度として柔軟に取り組んでいるところです。

(満原委員)

私が気になっていたのは、日常生活用具のことではなく、医療費助成のことです。「生活安定のための支援」の項目で、「各種手当や助成制度により負担の軽減を図ります。」という説明がありますが、他市と比べると三田市はかなり遅れていると思います。特に医療費助成についてはかなり遅れています。後日他市の状況も明示しながら要望という形でお伝えする予定ですが、遅れているという状況を認識されているのかどうかをお聞きしたいです。

(事務局)

自立支援医療ではなく一般の医療費助成のことでよろしいでしょうか。

(満原委員)

自立支援医療も含めてです。自立支援医療だけではなく、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、例えば、1級だけにしか支援がないとか、2級・3級にも支援があるとか、その部分を申し上げております。それは県の実施内容との関係もありますが、宝塚市をはじめ、他市はずいぶん充実してきているので、もしまだ認識されていないようであれば、認識していただけるような資料を、後日要望書という形でご提示させていただきますのでよろしくをお願いします。

(事務局)

分かりました。

(津田会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは、高橋さんお願いします。

(高橋委員)

2ページの第6次三田市障害者福祉基本計画の取り組みに、新規項目として「家族の負担軽減、ヤングケアラーへの支援」が記載されており、福祉サービスの充実を行うことが出来れば、まわり回って、家族の負担やヤングケアラーの方への負担軽減が出来るのではないかと考えています。また、3ページの基本方針2の実施状況と課題で、「特別支援教育サポートセンターに専任のコーディネーター2人を配置」と記載されていますが、コーディネーター2人の業務内容を教えていただきたいです。障害のある方のご兄弟などで今現在困っているようなヤングケアラーを、コーディネーター2人が見つけることもできるのでしょうか。障害のある兄弟の方の支援をしないといけないような状況にあることを、気付くことができるのか、今後そのような仕組みが取れるのかも含めて、コーディネーターの役割とすることは可能なかどうかを教えてもらいたいと思っています。

(津田会長)

ありがとうございます。

(事務局)

特別支援教育のサポートセンターでは2名のコーディネーターで相談業務を担っています。発達支援コーディネーターが1名と、合理的配慮のコーディネーターが1名おり、現場や保護者からの相談に対して、早期・即時的な対応として様々な相談業務をしています。主な内容としては、教育委員会にある専用受付電話番号にかかってきた電話の受付を行い、そこから相談内容に応じたところに繋いでいくという形です。主な相談機関としては、学校の先生や保護者の方、市立幼稚園や私立保育園など、三田市の教育機関の先生方からの相談が多いのですが、ご質問にありました、ヤングケアラーに対する支援体制という部分では、例えば保護者の方からの電話相談の中で、ヤングケアラーに関する相談があった場合は、学校教育課とも連携し、学校教育課から市長部局の子ども家庭課等に繋ぐというような横の連携を取って対応しています。教育支援課の特別支援教育サポートセンターの指導主事は、子どもの指導支援に当たる部分の相談対応を行っております。ただ、家庭的な部分で保護者の方への支援ということになると、教育支援課だけではなく他課とも連携しながらその家庭を支援していく体制を整えています。

(津田会長)

ありがとうございます。

ヤングケアラーの発見についてですが、コーディネーターというのは、常に現場にいるわけではないので、むしろスクールソーシャルワーカーがどれくらい配置されているのか、そちらの方の問題ではないかと思うのですが、高橋さんいかがでしょうか。

(高橋委員)

もちろんそれも含めてですが、幅広く発見する事ができればいいなと思います。ですので、スクールソーシャルワーカーはどちらかというところ、ご兄弟の方の側からの発見ということになりますね。そのあたりの役割をあまり理解出来ていないのですが。

(津田会長)

やはり現場で発見をするというのが、重要なポイントになりますね。そうすると、現場でその意識を持っている人は誰か、という話になるのではないのでしょうか。

(平山委員)

それで言うと、我々相談支援専門員も現場に行ったときに、介護をしているんだなという状況を発見することがあります。

(津田会長)

そのあたりの仕組みですね、支援と言っても、そもそもどうやって発見するのかという仕組みのご質問だったと思います。ありがとうございます。

それでは他に、ご質問はございませんでしょうか。

市川さん、お願いします。

(市川委員)

障害のある人への対応や理解について目標が達成できないという結果をお聞きしました。私たちは教育機関と連携して「はぁ〜とポケット」という知的障害者の方の啓発隊として、理解啓発の取り組みを7年ほど前から継続して行っています。昨年度からは市役所の新人管理職研修や新人職員研修でも啓発活動をスタートしていただいております、本当にありがたく思っています。

明後日には、北摂三田高校の全生徒を対象とした研修の依頼をお受けしました。生徒たちに、知的障害者の方に対する認識を持ってもらえるとありがたいと思い、研修をお受けしているのですが、全校生徒で700名いらっしゃいます。全校生徒700名分の研修を、私達4・5人ぐらいしか動けない中で了承したのですが、資料だけでも膨大な準備をしなければなりま

せん。市役所の担当者1名が来てくださっているのですが、私達育成会も高齢化が進んでおり、きいてネットの方にも協力していただいているものの、最近はなかなか現場にも来て頂くことが出来ていない現状があります。知的障害者の方の啓発活動を続けていくことは、絶対に必要なことだと思っていますので、担当者以外に不定期でも大丈夫なので、「このときだけはぜひともお願いします。」とこちらから依頼したときには、協力していただけたら嬉しく思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。「はあ〜とポケット」の皆さまには、日頃から啓発活動をしていただいております。また、市も一緒に活動出来るときは協力して啓発活動をしていきたいと思っていますので、今後どのようなことが出来るのか等について、一緒に検討させていただけたらと思っています。

(津田会長)

育成会に入っている保護者の方たちが、高校に行ってお話をされるのですね。そのような機会があることは、本当に良い取り組みだと思います。

それでは他にいかがでしょうか。

平山さんお願いします。

(平山委員)

相談支援専門員の立場からお聞きしたいです。基本目標5「権利擁護と相談体制の充実」の実施状況と課題ですが、我々相談員は計画の作成をしています。できるだけ希望のサービスを受けられるようにしているのですが、以前からの課題として、相談員の数が少なく、一部のスタッフは他の仕事をしながら相談にのっている現状があります。放課後等デイサービスや保育所等訪問支援のサービスを使いたいという方に対して、計画を立てる相談員が少ないという事もあり、待機してもらう人数が多い状況は我々もわかっているのですが、我々相談員も手いっぱい待機とならざるを得ないときがあります。今後、待機が生じないように、相談員を増やすことや相談事業所の新設を認めてもらえるのかどうかをお聞きしたいです。

(事務局)

障害児の通所支援事業については、今年度にスタートした第6次基本計画の中で、数値目標を定めています。その中で計画数値の検証を行ったところ、見込み値の方が計画値よりも下回っているという判断をしまして、8月に新たな事業所の募集を行いました。そうしたところ、放課後等デイサービス事業所では、早々に問い合わせがあり、3事業所からの申し込みに対して、指定に係る意見書を交付したところです。その後、県の指定の届け出も提出さ

れ、手続きをされていると聞いていますので、このまま順調に進むと、11月から来年の1月にかけて3事業所が増える見込みです。また、児童発達支援事業所についても、同じように計画値よりも見込み値の方が下回っているという判断をしましたので、新たな事業所の募集を行いました。そうしたところ、1事業所から届け出がありました。こちらも年度末に向けて事業所の開設を予定されていると聞いていますので、児童発達支援についても、待機状況の解消が見込めるのではないかと考えています。ただし、放課後等デイサービスについては3事業所の届け出があったことで、今年度の数値は、再度計画値よりも見込み値が上回ると判断をしまして、放課後等デイサービスについての総量規制を再度実施しているところです。来年度にも確認を行い、計画値よりも見込み値が下回っていると判断をした場合には、改めて総量規制の解除を行うことになると考えています。

(津田会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
高橋さんお願いします。

(高橋委員)

7ページの第6次基本計画での新規項目の「社会参加のためのコミュニケーション支援の充実」について、失語症の方向けの意思疎通支援者の派遣を行うということですが、ケアマネジャーの実体験として、失語症の方は、窓口へ行くことや電話で問い合わせをすることが難しいので、ケアマネジャーが度々訪問に行っては、内容を聞いて代わりに電話をするということ、どのケアマネジャーもよく行っているような状況です。ですので、失語症の方に向けてそういうことを代わりにしてもらえるとありがたいと思っています。この事業の詳しい内容や、今後の周知も含めて展開を聞かせていただけたらありがたいと思います。

(事務局)

この事業は、失語症の方が病院へ行ったり、市役所へ手続きに行ったり、電車に乗って出かけるときなど、外出時に同行をしてコミュニケーションをサポートする支援者を派遣して、一緒に同行してもらうという事業です。失語症の方の利用者負担はありませんが、事前申込みが必要となっています。

今年度の7月から事業を開始したのですが、市でも失語症の方を正確に把握することができないということもあり、事業の広報としては、失語症の方の当事者会を通じた案内や、障害福祉事業所、介護福祉事業所を通じて案内をしています。市の広報誌でも周知はしていますが、当事者の方にどこまで届いているのか不安な面もありますので、もし効果的な周知先などアドバイスがあれば教えていただけると嬉しいです。

(高橋委員)

ケアマネージャーなどにも広めさせてもらいたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。よろしくお願いします。

(津田会長)

他にはいかがでしょうか。

それでは私からも質問ではありませんが、8ページの成果指標の評価がとても興味深いと感じたので、意見を申し上げておきます。

まず3番目の指標の「障害や特性があることで差別を受け嫌な思いをしたことがある」と答える障害のある人たちが増えてきています。この要因は何だろうということですね。特に18歳未満の子どもたちで割合が増えてきています。81.5%というのはかなり高い割合なので、その原因について考える必要があると感じました。

このように嫌な思いをしているということがありつつ、1番目の指標の「相談する場所を知らない、相談ができる人を知らない」という回答は18歳未満では低下してきているということは、嫌な思いを打ち明けることや相談する人がいる、という状況が生まれていると考えて良いのだろうかということですね。

そうなのであれば、例えば3番目の指標での嫌な思いというのは、紛争に近いことだと思うので、紛争解決の相談件数が増えているというふうに結びつくべきことなのだろうと思いますが、そのあたりはどうなっているのか、大変興味深いなと思いました。

また、合理的配慮の提供が民間事業者に対しても義務化されましたが、真面目にやるとかなり紛争が多くなってくと想定されますが、それに対してどのように取り組んでいくのかが、重要になるのではないのでしょうか。おそらく紛争も潜在化しているだけに過ぎないのではないかと感じます。2024年度から民間事業者での合理的配慮の提供の義務化が始まりましたが、行政としてどう取り組んでいくのかということについて、この表を見ていて問題意識が発展したような次第です。質問というところまではいきませんが、私の感想を述べさせていただきました。

それでは以上で、協議事項1は終わりとして、次に、第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画の実施状況について説明をお願いします。

(事務局)

資料3説明（第6期三田市障害福祉計画・第2期三田市障害児福祉計画の実施状況について）

(津田会長)

ありがとうございます。それでは、今ご説明いただいたことについてご質問やご意見ある方、よろしくお願ひいたします。

(満原委員)

地域生活拠点等の5つの機能のうち、あと1つの機能が未整備で、それが「体験の機会・場」の機能を担う事業所の設置ということですが、これは具体的に進んでいる状況なのでしょうか、あるいはこれからなのでしょうか。イメージも含めて教えていただきたいです。

(事務局)

基本的にはこれからという状況です。グループホームで一人暮らしの体験の場を提供する機能は、現在、三田市内には該当施設がなく、宝塚市にある施設を利用されています。三田市内でもそういう機能があれば、利用者の負担が減らせると思いますので、今後検討していきたいと考えています。

(津田会長)

よろしいでしょうか。では、市川さんお願いします。

(市川委員)

令和3年度から訪問入浴サービスの利用者が1名ですが、希望される方がいれば利用可能なのでしょうか。

(事務局)

希望される方がいれば利用可能ですが、条件があり、医師の意見書などが必要になります。ただ、最近は施設でのサービスが充実してきており、あまり利用希望者が多くない状況です。

(津田会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私からもひとつよろしいでしょうか。

見込み量は増えているが、実績は減っているという項目がいくつかあり、気になっています。特に重度訪問介護と移動支援事業ですが、特に移動支援事業は利用者数の動きが極端かなと思います。この原因はどのように捉えられているのかなというのが疑問に思いました。

(事務局)

移動支援につきましては、令和3年度からの見込量を算定するにあたって、直近の令和元年度、令和2年度の実績がコロナ前ということもあって増加傾向にあり、当初の利用者数見込みを152人/月としました。実績については確かに当初見込みよりも下がっており、一つの要因として一人の方が複数の移動支援事業所を使う事が増えたという面があります。そのため、利用者数は減った一方で、延べ利用時間数は当初の見込みよりも増えています。利用者数は頭打ちの傾向ですが、延べ利用時間数は増加しています。

(津田会長)

ありがとうございます。ということは、利用を希望されているけれども、その希望が叶わない状況にあるということでしょうか。

(事務局)

実際のところ、利用希望に100%応えられているという状況ではありません。神戸市北区にも移動支援事業者があり、そちらを活用されている方もいます。三田市内でも他市でもヘルパーさんの数がどこも不足しており、移動支援を利用上限まで使いたい方が全てを三田市内の事業所では対応できておらず、神戸市北区の事業所も活用されています。ただ、その方の利用希望に全て応えられているのかどうかは分からないという状況です。

(津田会長)

ありがとうございます。今聞いていて、1人の方がたくさん使っていて他の人は断られている、というような話でなければいいなと思いましたが、それは大丈夫でしょうか。

(事務局)

はい、そのような状況ではありません。近隣の神戸市北区にもたくさん事業所があり、そちらを活用されている方も多いということです。例えば移動支援の利用上限は最大60時間ですが、一つの事業所のみでその全部を利用できる場所はないという状況です。

(事務局)

重度訪問介護については、資料では年間の総支給時間は減っていますが、利用者数は横ばいとなっています。利用時間の減少理由としては、重度訪問介護を比較的たくさん利用されていた方が亡くなるなどの状況により、結果としては減少しています。ただ、保護者の介護負担に関する相談を計画相談員の方からも聞いていますので、今後は増えていくのではないかと見込んでいます。

(津田会長)

ありがとうございます。時代的に増えるだろうなと思っていたので、質問させていただきました。長田さんどうぞ。

(長田委員)

障害福祉サービスの実施状況のうち生活介護についてですが、見込みでは毎年増える想定でしたが、これからも事業所の増加が必要だと言われている中、実績は毎年減っている状況です。利用者数、利用量ともに増えていませんが、これからも同様の傾向が続くという見込みをされているのでしょうか。あるいは何か減少の理由があれば教えていただけますか。

(事務局)

生活介護については、先ほどの重度訪問介護と同じように資料上では利用者数が減ってきています。この要因ですが、生活介護サービスは、在宅の方がデイサービスという形で通うパターンと施設入所の方の日中の活動の場として利用するパターンの二つがあります。在宅の方の生活介護の利用は横ばい、もしくは数年先までは特別支援学校を卒業された方の利用想定があるので、増加傾向にあります。支給量の多い施設入所の方では、重度訪問介護と同じように亡くなれたり、他市へ転出されたりしてこの間に減ったため、減少傾向に見えています。ただ、ニーズ自体はまだまだ大きいものと認識しています。

(津田会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

他にないようですので、この案件についても協議を終わらせていただきます。全体を通して、ご意見やご質問のある方はおられませんでしょうか。

それではこれで審議報告を終了させていただき、事務局に進行をお返しします。

3 その他

(事務局)

津田会長、委員の皆さまには長時間にわたり議論いただきありがとうございました。第5次障害者福祉基本計画が終了し、その振り返りとして報告を行い、議論を進めていただきました。

ご意見を受けて色々と気付くところがありました。例えば理解啓発の手法の検討ということでは、行政としては広報誌を一番頼りにしており、全戸配布もしているため皆さんに周知できていると考えていましたが、受け取り手側から見ると、まだまだ周知が足りないというご指摘だったと思います。また、障害福祉施策では、地域移行が一つのキーワードになっていますが、そうすると、地域生活支援事業などを充実させていく必要があると思っています。

また、相談支援専門員が不足しているという三田市の現状があり、待機児童も生じていて、なかなかサービスの利用ができていないことも、従前からの課題として認識していますが、今後もその点についての対応が必要だと考えています。

また、合理的配慮の提供の義務化が浸透していきますと、会長からもご指摘がありましたように、障害者からの相談が増えたり、紛争が増えていくことも想定しておかないといけな
いと考えています。本市も障害者差別紛争調整委員会という制度を設けていますので、仮に
紛争があった場合には、その委員会できちんと対応できる仕組みになっていますが、紛争増
加の想定もしておく必要があると思っています。

また、就労継続支援A型事業所が全国的に不足していることが世間で話題になっていま
した。つい最近、三田市役所の敷地内にある食堂が、就労継続支援A型事業所として認可され
たという情報もあり、市としてもそういったところを支援しながら、障害福祉施策を実施し
ていきたいと思っています。第6次障害者福祉基本計画は始まったばかりですが、来年度に
は皆さんに実施状況を報告する予定としていますので、引き続きよろしくお願ひします。

4 閉会

(事務局)

それでは、以上をもって令和6年度第1回三田市障害福祉審議会を閉会します。本日はあ
りがとうございました。